本号で公布された法令のあらまし

◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第六一号）（総務省）

1　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二九年法律第二九号）の施行に伴い、教育公務員特例法施行令（昭和二四年政令第六号）について会計年度任用職員を初任者研修の対象から除く等、関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第六二号）（厚生労働省）

児童福祉法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の配置標準に係る基準について、里親に関する業務及び市町村相互間の連絡調整等に関する業務以外の業務を行う児童福祉司の数を二で除して得た数以上の数であって、児童福祉法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとすることとした。

2　都道府県が児童相談所に児童を一時保護する施設を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならないこととすることとした。

3　その他所要の改正を行うこととした。

二　地方自治法施行令の一部改正関係（第二条関係）

指定都市が処理する児童福祉に関する事務に係る読替規定について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令（政令第六三号）（総務省）

1　国立大学法人を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（政令第六四号）（法務省）

1　青梅区検察庁、中之条区検察庁、豊中区検察庁、浜坂区検察庁、雲南区検察庁、別府区検察庁、鯵ヶ沢区検察庁、富良野区検察庁及び徳島池田区検察庁の位置を改正することとした。（別表第三表関係）

2　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令（政令第六五号）（内閣府本府）

1　認定特定非営利活動法人の認定の基準となる判定基準寄附者の要件について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく助成金の額が判定基準寄附者への該当性に影響を及ぼすこととならないよう改める等の措置を講ずることとした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　その他所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六六号）（警察庁）

1　給付基礎額の基本額を八、九〇〇円に引き上げることとした。（第五条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一六万六、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万二、九九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万三、四八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万六、五〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

3　障害給付年金前払一時金が支給された場合における障害給付年金の支給停止期間等の算定に用いる利率を「一〇〇分の五」から「事故発生日における法定利率」に改めることとした。（附則第三条第五項及び第六項関係）

4　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六七号）（法務省）

1　給付基礎額の基本額を八、九〇〇円に引き上げることとした。（第四条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一六万六、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万二、九九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万三、四八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万六、五〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

3　障害給付年金前払一時金が支給された場合における障害給付年金の支給停止期間等の算定に用いる利率を「一〇〇分の五」から「加害行為時における法定利率」に改めることとした。（附則第三条第五項及び第六項関係）

4　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六八号）（国土交通省）

1　給付基礎額の基本額を八、九〇〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一六万六、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を七万二、九九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万三、四八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を三万六、五〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

3　障害給付年金前払一時金が支給された場合における障害給付年金の支給停止期間等の算定に用いる利率を「一〇〇分の五」から「事故発生日における法定利率」に改めることとした。（附則第三条第五項及び第六項関係）

4　この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第六九号）（総務省）

1　補償基礎額の引上げ

㈠　非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の最低額を八、九〇〇円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げることとした。（第二条第二項第一号及び別表関係）

㈡　消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を八、九〇〇円に引き上げることとした。（第二条第二項第二号関係）

2　法定利率の改正

障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「一〇〇分の五」から「事故発生日における法定利率」に改めることとした。（附則第一条の三第五項第二号及び第六項並びに附則第二条第七項第二号及び第八項関係）